

1) 安全衛生相談コーナー

協会では、部会でのご提案に従って、会員事業所の安全衛生に係るご相談に対応するものとし、10月1日より開始しています。

ご相談には、元厚生労働省技官でいわき労働基準監督署の安全衛生担当課長も務められた「平子光基先生」が対応します。

当協会のホームページにある相談申込書にご相談内容の概要を記載して、協会宛てファックスして頂ければ対応しますので、お気軽にご相談下さい。尚、特殊なご相談以外は無料です。



< ご相談事例の Q&A のご紹介 >

Q：低圧電気取扱業務特別教育について、

- (1) 具体的にどのような作業を行う場合に実施する必要がありますか。
- (2) 電気工事士免許所持者は、当該教育を省略できますか。

A：(1) について

安衛則第36条第4項において、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に労働者を就かせる場合、特別教育を行わなければならないと規定されています。

*低圧の充電電路とは、

低圧の裸電線、電気機械器具の低圧の露出充電部分のほか、低圧用電路に用いられる屋外用ビニル絶縁電線、引込用ビニル絶縁電線、600ボルトビニル絶縁電線、電気温床線、ケーブル、高圧用の絶縁電線、電気機械器具の絶縁物で覆われた低圧充電部分等であって、絶縁被覆又は絶縁覆いが欠如若しくは損傷している部分が含まれる。(昭和44年2月9日付け基発第59号)

このため、事業場(現場)において、

- ①低圧充電電路に係る敷設等の業務。
 - ②配電盤室等区画された場所における低圧の電路で充電部分が露出している開閉器の操作の業務。
- を行う場合、事業者は当該業務を行う労働者に対し、低圧電気特別教育を行わなければなりません。

◆ワンポイントアドバイス

当該特別教育は前述①、②の業務を行う場合に労働災害防止に必要な電気や感電防止等の知識を付与するものであり、この教育によって〇〇の作業ができるという資格取得を目的としたものではありません。

A：(2) について

電気工事士法に基づく「電気工事士」を取得している場合、電気工事士は電気工事に必要な資格であり労働災害防止を目的として実施する特別教育とは趣旨が違います。このため、電気工事士に対しても、前記の①、②の業務を行う場合は、特別教育は省略できず実施し労働災害防止に必要な知識等の付与が必要となります。

◆ワンポイントアドバイス

特別教育の省略については、昭和48年3月19日付け基発第145号に規定されているので、参考にして下さい。